

通貨取引税（トービン税）の動きと NGO ～発足した国際連帯税（航空券税）と UNITAID

長坂 寿久 *Nagasaka Toshihisa*

拓殖大学国際開発学部 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

今年 (06 年) 7 月 1 日から、フランスは航空券税をスタートさせた。グローバルな移動に対して課税する「国際連帯税」の最初の 1 歩である。そして、2 カ月後の 9 月 19 日の国連総会において、この国際連帯税で徴収した資金の受け皿として、IDPF (国際医薬品購入ファシリティー) である UNITAID (ユニットエイド) が正式に発足した。この新しく設立された国際機関は、国際連帯税などの資金を使って開発途上国のエイズ、結核、マラリアなどの治療のために医薬品の購入を行なう。その際、特許料を支払わないで生産される格安のジェネリック薬を、より安く購入できるように医薬品メーカーと交渉を行なうとしている。

2000 年の国連ミレニアム総会で、世界の首脳は 2015 年までに世界の貧困を半減することを決意した MDGs (ミレニアム開発目標) (1) を採択した。この目標の達成のために必要な資金調達、先進国がすでに長年に渡って約束している GNP の 0.7% という ODA (政府開発援助) の拠出があれば充足できる。しかし、先進国はいまだ GNP の 0.35% 程しか提供しておらず、このままでいけば MDGs の達成は困難になる。

そこで世界の NGO は、ODA の増額をさらに求めると共に、新しい開発資金の調達手段の導入を目指している。それが「国際連帯税」や「グローバル・タックス」と呼ばれる新しい「革新的資金調達メカニズム」である。その第 1 号がフランスが導入した航空券税なのである。それ故に将来、私たちは 2006 年を新しい時代の幕開けとして記すのではないかと思う。

NGO が主張する国際連帯税／グローバル・タックスとしては、航空券税の他に、通貨取引税、グローバル環境税（炭素税）、天然資源税、兵器取引税、海上輸送税、航空輸送税、海峡使用税、多国籍企業課税、外国直接投資課税、インターネット利用税（ビット・タックス）などの案がある。さらにその他の資金調達システムとしては、すでに開始されたデジタル連帯基金、英国が導入する予定の IFF（国際金融ファシリティ）、あるいは国際宝くじ等の案がある。こうした案の中でもっとも知られているものが「トービン税」（通貨取引税）であろう。

トービン税は、ジェームス・トービンが1972年に提示した時の案に対してその後多くの研究が行なわれ進化してきた。すでにトービン税案は国際会議で議論されており、カナダ、英国、ベルギーなどの議会で導入について決議される程に身近なものになってきている。

本稿では、現在議論されている国際連帯税のうち、「トービン税」の動向について以下に紹介することとする。

1. トービン税の提案（2）

ジェームス・トービンは1972年に、為替相場を安定させることを目的に、為替取引を対象とした取引に対して課税するという考え方を提示した。通貨取引税を課すという考え方の提示はこれが最初であった。

1945～1971年までの四半世紀の間、ブレトンウッズ体制によって為替相場は安定を保ってきた。1972年にブレトンウッズ体制が崩壊し、通貨は国際的にフロート（変動相場制）

の時代に入った。それと共に、為替相場は金儲けの材料となり、投機資金が急激に参入していき、金融グローバル化への道をひた走ってきた。

トービンは、民間金融資本の投機的な移動を抑制し、為替相場を安定させる、それによって各国経済政策に自律性を取り戻すことを目的としてこの税を提案した。しかし、当時もその後も、このトービン案は実行性が困難、世界経済への影響などを理由に、世界の経済学者からも政治家や企業からも無視され続けてきた。トービンは1981年に「金融市場の分

析とその支出選択・雇用・生産・物価との関係」の研究によってノーベル経済学賞を受賞し、2002年に没した。

しかし、その後世界の為替取引額はトービンが提案した頃に比べ巨大に膨張してきた。為替取引は貿易と投資のための仕組みであったのだが、投機資金によってその様相は全く変わってしまった。

1973年の為替取引額は4兆ドルであったが、80年には40兆ドル、現在は470兆ドルへと膨らんでいる。ちなみに、1970年に為替市場の年間取引額は、貿易と投資の総額の約2倍であった。それが1998年には50倍となった。

為替の自由化によって、為替投機が入り込み、本来の経済活動をますます不便なものにし、現在では貿易決済は世界の為替取引の5%程に過ぎなくなっており、80%以上が投機のための短期資金移動となっている。為替相場はますます変動性（ボラティリティ）を増し、安定性を犠牲にするようになった。相場は経済の構造趨勢を反映せず、投機家の思惑によって大きく変動するようになった。

こうした投機は、銀行、信託投資基金、年金基金、保険会社、多国籍企業、金融会社等々、今では誰もが行なうようになっている。

金融投機によって、世界の通貨金融危機は各地で発生するようになった。IMFによれば、1975年から1997年の間に158の通貨危機が発生したという。90年代以降の主なものをあげると、1992～93年の欧州通貨制度（EMS）への投機的攻撃、1994～95年のメキシコ危機、1997～98年のアジア通貨危機、1998年のロシア、南ア危機、1999年のブラジル危機、2001年の南ア、トルコ、アルゼンチン危機、2002年のブラジル危機、等といった具合である。

通貨金融危機が起こると、開発途上国は経済危機に陥り、ますます多くの人々を貧困の中に陥れた。先進国においても多くの失業をもたらし、企業は為替取引のリスク対策にコストをかけざるをえなくなった。あるいは自ら投機に参加して、本業以上の収益を上げたり、巨額の損失を出して倒産する企業さえ登場するようになった。

投機によってもたらされる通貨

金融危機は、市場経済/自由経済/ネオリベラ政策という言葉で装飾されてきたが、急激な経済のグローバル化がもたらす問題点の象徴的存在となって、その正当性は今や失われている。

トービンの提案について、経済学者は無視あるいは強い批判を行ってきた。その批判に対応する形で、適用・徴収・使途などの問題点を克服することによって、トービン税は国際的に賛同者を増やし、注目されるようになった。トービン税は今や金融投機への有効な具体的手段であると共に、南北問題の格差の拡大を縮小するための革新的資金調達手段としての可能性をもたらすものとなった。

トービン税は、世界を歪めてきた経済のグローバル化への対抗手段を提供するものとなるようとしているのである。現在では、トービン税の進化によって、トービン税の導入は技術的に可能となり、必要なのは政治的意思のみという段階にきている。トービン税によって通貨が安定すれば、貿易取引は一層活発化するだろう。為替変動ヘッジへの支

払いが減少し、企業のコストも低下するであろう。

また、私たちの海外旅行の両替レートも少しはよくなるだろう。トービン税は通貨の卸売市場、つまり銀行やヘッジファンドなどによる取引に対して適用される税である。私たちの外国旅行時の両替所での通貨交換（小売市場）には適用されない。しかし、両替所は手数料以外に為替変動へのリスクヘッジ用のコストを加算している。両替所の為替取引レートに売りと買いに大きな差があるのはそのためである。

2. 通貨取引税（トービン税）の技術的改良

トービン税の進化の一つは、第1に税の水準を投機的水準に合わせるという考え方を導入したことにある。トービンの提案は税率が一率であった。しかし、改良トービン税では、「投機がわずかであり、為替相場の大きな変動を引き起こさない限りは、低い水準の税で十分である。為替相場の過度の変動をもたらす危険がある規模に達するや否や、『割増金』（通

常の税に加わる補足的な税)が適用されて税を禁止的水準に引き上げる」(ドイツの経済学者パウル・ベルント・シュパーンが提唱) (3) という二段階課税方式の採用である。

具体的には、通貨の為替取引が所定の変動幅の中にとどまっている限りは、為替相場は「正常」とみなされ、きわめて低水準の「通常」の税が適用される。相場が設定された変動幅を超えると税率が極端に高くなる。

この制度であれば、投機的に非常に頻繁に取引をする場合、たびたび税を支払うことになり、あるいは大きく変動させることになる場合、税率が急上昇し、支払う税額が非常に大きくなり、投機を抑制することになると想定される。

この二段階方式は、「税率が公表されていることで、投機の抑止的効果となり、予防的に作用する」だろうと期待される (4)。

二段階方式で想定されている税率は、「通常」の水準は 0.01% ~ 0.15% が主な提案で、設定されている変動幅を超えた場合には、例えば 80% (あるいは 100%) が提案されて

いる。

また、2002 年の世界社会フォーラムで、ヘイッキ・パトメキとリーフェン・デニスの両名が「グローバル通貨取引税条約草案」を提案しているが、税率は、平常時には 0.025% ~ 0.1%、非常時には 80% である。

その他に、ベルギー議会が 2004 年に行った決議での案は、通常時の税は 0.02%、異常時は 80% である。

なお、仏シラク大統領の特別グループの報告書、「ランドー・レポート」では、通貨取引税は 0.01% を提案している。課税目的は税収を上げること、投機抑制を目的とはしていないとしている。

仮に現在の為替取引額に、0.01% の税をかけると 470 億ドルの税収が得られる計算となる (5)。但し、ジュタンの税率案では 1000 億ドルの徴収が可能と計算している (6)。

もう一つの批判は、通貨取引税は技術的に税金の徴収が難しく実現は不可能という点であった。しかし、現在では為替取引は非常に高度なコンピュータ設備と通信インフラによって安全性を高め、それによってこそ通貨取引はグローバル化してきた。

すでに直物為替取引の 90%近くが自動化されているという。

まず、税の徴収地はどこにするかという問題である。金融取引のグローバル化は確実に迅速な電子的支払いシステムの導入によって進展してきた。そこで、すべての金融機関、とりわけ銀行が利用する各国の電子支払いシステムを通して、為替契約の決裁地で税を徴収することが可能となっている。「国際送金」には実際の現金（紙幣や硬貨）が輸送されるのではなく、非物質化された債券の移転によって行なわれているからである。

支払システムは3つの要素からなっている。1つは金融取引の交渉、取引相互間の相殺（ネッティング）、相殺の執行を行なうメッセージング・システム（SWIFT など）である。SWIFT によれば、為替取引の特定とその課税に必要なすべての要素は技術的に捕捉可能であるという。

EU 域内ではすでにその体制が可能になっているといわれる。クレジットカードの VISA の国際的ネットワークの例が、すでにそれが技術的に可能であることを示している。

2つは一連のクリアリングハウス（清算・決済機関）である。ここでは相殺決済（差額）だけを行っている。この相殺決済はユーロゾーン内銀行間ではユーロの移転送金の機能を果たしており、税の徴収に利用できるという。

3つが即時グロス決済（RTGS）である。RTGS は支払取引を一つずつ決済するシステムで、その管理は中央銀行が中心的役割を果たしている。中央銀行によってこのシステムを利用して税を徴収するのが最も適しているだろうと指摘されている。課税はネットの取引ではなく、グロスの取引に対して行なわれるので、RTGS ベースが有効である。

RTGS はアジア通貨危機を契機に途上国でも取引の監視システムとして多くの国が導入した。また、EU も TARGET（ターゲット）と呼ばれる「汎欧州即時グロス決済」を導入している（7）。

2002年9月に設立された世界主要銀行のための単一の国際クリアリングハウスとしての CLS（多通貨同時決済機構 / Continuous Linked Settlement Bank）は、為替取引の特

定と税の徴収にとって実際的に可能かつ便利な機関となっている。

CLSは外為取引の二通貨の決済の同時履行を連続的に保証する仕組みである。このためオフショア取引もデリバティブも補足可能となったといわれる。但し、多国籍企業による内部取引に対しても課税できるように、企業による為替取引を申告するようにする必要がある。

税の徴収のための手段は完全に電子化されうるので、トービン税システムのコストは小さくてすむ。中央銀行が介在すれば脱税の可能性も最小限に抑えられる。通貨取引税は各国ベースで徴収されるので、国内支払いシステムへのアクセスが決定的基準となる。

脱税の問題への対処はどうか。新しい金融商品を開発し、通貨取引税を払わないようにする努力は絶えず行なわれるであろう。脱税問題は所得税や付加価値税など、あらゆる税の徴収が直面している問題である。しかし、為替取引は電子取引で行なわれているため、そのリスクはかえって小さくなっているといえる。

法定システムにすれば治外法権

的なオフショア金融センターもタックスヘイブンも特定国に参加せざるをえなくなる。通貨取引税（トービン税）を導入することで、こうした治外法権の金融取引やマネーロンダリングは、かえって一層狭められることになるだろう。

3. 革新的資金調達メカニズムとしての通貨取引税

トービンが通貨取引税を提案した時、彼にとっての目的は為替相場を安定させることであって、それにとまなう税金については特別な配慮はなかった。税金は「副産物」であって、IMF や世界銀行と徴収した国とで分け合えばいい、実質的にはIMF・世銀の予算増額として想定していたようである。

これに対して、改良トービン税案は徴収した資金については、途上国の開発資金調達的手段とすべしと、NGO は提案している。

この点、つまりトービン税が為替相場の安定化の手段としてのみならず、「革新的開発資金調達メカニズム」として、世界の NGO たちは改

良トービン税を評価し推進している。ここに国際連帯税としてのトービン税案のもう一つの重要な意義がある。

この新たな資金源の用途について、NGOは以下のように主張している。

一つは先進国によるODAの代替物として捉えられるべきではない。通貨取引税が導入されても、ODAをGNPの0.7%という目標への責任を免除されるべきものではない。通貨取引税の税収によって先進国が開発資金の提供を免除されるということであってはならない。連帯税はODAに追加されるべきものであると主張している。

第二には、NGOはこの収入が途上国の対外債務の返済に利用されることにも反対している。NGOは重債務途上国の債務帳消しを要求して90年代にJUBILEE2000という運動を行ない一定の成功をみた。

しかし、世界銀行によるその実行状況は十分ではなく、しかも遅れている。そこで2005年の国連サミットでもその履行と拡大を求めた。債務帳消しによらなければ途上国の再生も可能ではないからである。

第三に、NGOはこの資金を先進国が手をつけることに反対している。確かに、豊かな先進国にも社会的格差が拡大し不平等と貧困が強まっている。しかも、先進国の財政は赤字である。

しかし、先進国は社会的支出のために十分な社会投資をするだけの資金はある。先進国内部での分配に問題があるのであり、その配分を再構築すればよいと主張している。

NGOは、この国際連帯税から得た資金は、UNDP（国連開発計画）が提唱する「グローバル公共財」として使われるべきだと主張している。

「グローバル公共財」とは基礎的社会サービスへの普遍的アクセスとなるものであり、国際的に共通の利益となるプログラムに使われるべきであると主張している。

それらは、保健衛生・医療、環境、HIV／エイズや感染症・伝染病への対応、生物多様性、教育、文化、社会資本、緊急人道援助、貧困、不平等、平和の再建などである。

さらに当面の課題として、とくにMDGsへの対処を目的に使われるべきだと主張している。

4. 税の徴収・配分を管理する国際機関の創設

トーピン税が導入されるに当たっては、それを管理する国際機関の設立が必要になるであろう。IMF や世界銀行はこれまでの反民主的運営から世界の NGO には不信感がある。IMF はその代表制に問題があり（拠出金比率によって理事の数が異なり平等でない）、WTO は独断的で秘密交渉が行なわれ、多国籍企業を擁護する機関となっている。ましてやこれらの機関には国際的な税制について専門性がない。

この税を運営する機関は、これまでのどの国際機関からも独立したものであることが必要であるとジュタンは主張している (8)。新しい国際機関には、NGO、労働組合も参加し、UNCTAD や UNDP と強い協力関係をもつなど、時代に合った新しいコンセプトの国際機関の設立となるべきであるとしている。他方、ヘイッキ・パトメキは、国連改革（経済安全保障理事会の創設を提案）や経済社会理事会の改革などによる方法もあると提案している (9)。

この点で、提案されている国際機関としては、「国際税務機関」(International Tax Organization) 案がある。また、2002 年の世界社会フォーラムで提案された「グローバル通貨取引税条約草案」では、税収を管理する機関として CTTO (通貨取引税機構=Currency Transaction Tax Organization) を提案している。また、『持続可能な開発のための連帯資金』(FSDD) と名付けた機関の創設案も提示されている。

ブリュノ・ジュタンは『持続可能な開発のための連帯資金』案を前提に次のように提案している (10)。

新機関には 3 つの基本任務がある。
①国際条約の交渉、②税の実施に必要な技術的な規準の定義づけ、③諸国間での税収の分配、である。新機関の設立によって、途上国の開発戦略を一新する機会となることを期待するため、民主主義的アプローチの徹底が必要である。具体的には受取側がプロジェクトの定義・実行・監督における権利を手にすること、透明性、説明責任、民主性を踏まえ、運営は各国政府、各国議会、労働組合、NGO の代表者が当たることなど

である。

理事会は通貨取引税を創設する国際条約の締約国代表者によって構成される。人口規模に応じて議決権を付与する。総会は諸国家の代表、民主的選挙で選ばれた各国議会の代表、NGO および労働組合代表から構成される。各国政府代表は1名づつ。各国議会代表は人口規模に応じて1～5名。NGO と労働組合は国家と議会代表者数の4分の3に等しい数の代表を出す権利をもつ。NGO と労働組合はあらかじめ定められたリストの中から抽選で選ばれる。抽選は途上国のNGO と労働組合の代表に多数を保証する。資金割当は民主主義的決定に基づく。UNDP の「人間貧困指数」などのランクを参照して行なう。開発プログラムの策定は、ブラジルのポルトアレグレ市で試みられた市民による参加型予算方式を理想とする。

NGO 代表を国際機関の理事にするケースはグローバル基金(GF)で初めて行なわれたが、次いでUNITAIDでも実行されている。上記の案ではNGO、労働組合代表の理事の選定をくじ引きで行なうとしてい

るところに新しさがある。

5. 通貨取引税実現へのプロセス

国際連帯税／グローバル・タックス、その中でもトービン税導入を求める動きは、本稿の最後に掲載の「年表」でも明らかなように、近年急速な展開を見せている。

とくに2004年頃から、国連を始めとする国際会議の場で、フランスのシラク大統領を筆頭に、カナダ、英国、ベルギーなどでトービン税への積極的な動きが出てきている。

NGOの動きとしては、トービン税導入を主たる目的とするATTACがフランスで設立され、さらに各国でも設立(日本でも)されている。英国では「トービン税ネットワーク」が50以上のNGOや労働組合を糾合して立ち上げられ、これが欧州全域に広がり、「欧州トービン税ネットワーク」の形成へと拡大している。米国にもトービン税イニシアチブといったネットワークがあるようである。

では、トービン税導入にはどのようなプロセスが考えられるのだろうか。

(1) 国際的に一挙に開始するための国際条約の締結は当面期待できない。トービン税について批判する人々は、国連の場で国際条約が成立し、世界的に同時に導入するという可能性はほとんどないという理由で不可能と主張してきた。その点では現在も同じ状況といえよう。

(2) 英国のスターリング圏や、EU のユーロ圏などの地域的イニシアチブから誕生し、それが次第に多くの国を巻き込んでいくというプロセスが考えられる。ちなみに、英国、ベルギーなどではそうした法案が提案され、ベルギーでは可決している。こうした地域的グループを組みスタートするというアプローチはきわめて現実性がありえよう。EU は最もその可能性もっている。EU にスイスが加わると世界の為替取引の 53% が課税されることになる。

(3) 開発途上国のドル化が進展しているが、「通貨協力圏」（あるいは為替相場を安定させるための「通貨保護圏」）の創設を図っていく方式がある。1979～99 年まで

EU は EMS（欧州通貨単位）を実施していたが、この仕組みに類似したものである。保護圏内で通貨変動枠を設定し、枠内であれば低い税率、一定の変動幅を超えてしまった場合に高い税率（二段階方式）を適用する。途上国をはじめ先進国も、通貨保護圏に当該国が望めば参加できる。

(4) これに対して 1 国からでもスタートできるという提案もある。英国にトービン税を求める NGO ネットワークである「トービン税ネットワーク」がある。このネットワークは「Stamp out Poverty」（貧困を撲滅しよう）という名のキャンペーンを開始している。英国が先導的に通貨取引に対して印紙税を課すことを実現するためのキャンペーンである。オックスファム、セーブ・ザ・チルドレン、クリスチャン・エイドなど有力な NGO が結集している。

このキャンペーンが提案しているトービン税は次のとおりである。英国がポンドの取引に対して印紙税を課すことは実務的にも政治的にも可能だとし、英ポンドの取引

に対して印紙税として 0.005%の課税を提案している。この少額の課税でも年間 30 億ポンドの収入がえられる。これを国際開発のために使う。税率は低いため、通貨市場に与える影響は極小で、ロンドン市場での取引に打撃を与えることはない。ポンドでの取引すべてを対象に課税する。取引が世界のどこで行なわれても徴収可能で、しかも英国単独で導入可能であるとしている。

(5)「世界通貨」(地球通貨アース)も為替安定化には究極のシステムである。世界の単一通貨を提唱したのはロバート・マンデルである。この考え方は EU 諸国がナショナリズムとしての各国通貨を廃止し、共通通貨ユーロを導入したことによって将来への可能性を開くことになった。ドル、ユーロ、円(または元)の3者の地域通貨圏ができ、それがその後一体化していくというプロセスである(11)。世界統一通貨への道はトービン税よりもさらに先の話であり、その長期的な過渡的措置としてトービン税は有効であろう。

しかし、一旦もしトービン税が導入され、その結果為替取引に効果を与えて、為替市場が安定を達成した場合、次の段階として地球通貨アースは身近な議論となっていくに違いないと思われる。

しかし、いずれにしろトービン税も NGO と政府の協働(パートナーシップ)によってのみ導入されうる。90年代後半以降、政府と NGO の協働によって、国際条約に新たな「プロセス革命」が起き、世界システムに NGO という新しいファクターが入ってきている状況を私たちは体験している。

NGO とその NGO の主張に賛成する政府(国家)とが連携・協働して取り組み、成果を上げる事例が登場してきているのだ。

ICBL(対人地雷禁止のための国際キャンペーン)という NGO は、対人地雷全面禁止に賛同する国々を「中核国(core countries)」と名付けて協働し、1年2カ月で対人地雷全面禁止条約の締結を達成した(1997年署名、1999年発効)。

CAN(気候行動ネットワーク)と

いう NGO の国際ネットワークは、小さい島国と「AOSIS（小島嶼諸国連合）」というネットワークを組んだ。また欧州、中国などの非産油国と「グリーングループ」という国家グループを形成し、これらと協働することによって数値目標の入った京都議定書の締結（1977年）にこぎつけるのに成功した。もし CAN とこれら諸国との協働がなかったならば、京都議定書は総論賛成・各論反対の空虚な条約に終わっていたであろうといわれている。

戦争やジェノサイドなど国家権力を使って犯罪を犯した個人を裁く国際刑事裁判所の設立を求める CICC という NGO 連合は、その主張に賛同する国々と LMC (Like Minded Countries/志を同じくする諸国) という国家グループを結成して協働し国際裁判所の設立規程の導入に成功した（1998年署名、2002年設立）。

重債務貧困国の債務帳消しを求める JUBILEE2000 という NGO の国際キャンペーンは G8 サミットの開催国（英国、ドイツなど）と協働し

て一定の成果を得た。NGO による開発途上国のエイズ、マラリアなどの必須医薬品入手キャンペーンは、ブラジル、インド、メキシコ、南アなどの中進国政府や途上国政府と連携して WTO（世界貿易機関）の TRIPS（貿易関連知的所有権）条約の厳しい規定を変更し、強制実施権によるジェネリック薬の生産・輸出を可能にした。

国際連帯税を求める NGO の活動は、その最初の第1歩となる航空券税はフランス、ガボンからスタートし、さらにブラジル、ノルウェー、韓国など 17 カ国の賛同を得て導入されつつある。その徴収した資金の受け皿として UNITAID もこれらに賛同する国家によって設立された。

トービン税もすでにそれに賛同を表明する議会がある。英国、ベルギー、カナダなどである。今後、NGO は国際キャンペーンを盛り上げていてこれに賛同する政府と協働しつつモメンタムを作っていくことになる。

国際連帯税への取り組み（年表）

1994年	国連開発計画（UNDP）が『人間開発報告書』の中で途上国の貧困解決にトービン税の税収を当てる案を提案（通貨取引への0.05%の課税で年1500億ドルの税収可能と試算。これが貧困問題に対応するための開発への革新的資金調達方法を目的として通貨取引税が提案された最初といわれる）。
1995年	デンマーク・コペンハーゲンでの国連社会開発サミットでトービン税導入決議案が草案に入っていたが、先進国からの強い反対にあって削除（但し、開発のための新しい財源の可能性については議論）。
1995年	国連50周年記念式典、およびG7ハリファックス・サミット蔵相会議でトービン税の検討が提議されたが討議対象とならず（但し、開発のための新たな財源の可能性については議論）。
1998年6月	通貨取引税（トービン税）の導入を求めるNGO、ATTACが仏で設立（現在、会員3万人）
1999年	カナダ議会で「国際社会と協調して通貨取引税を導入すべし」と政府に要請する法律の導入を大差で可決（通貨取引税について具体的アクション決議の最初のケース）（但し、カナダ政府は動かず）
2000年4月	米上下院でIMF/世界銀行の会議に通貨取引税を議論する決議案提出
2000年	独連邦下院議会のグローバル化調査委員会は連邦議会への行動勧告書に通貨取引税創設の賛意を表明
2000年9月	国連ミレニアム・サミットでMDGs（ミレニアム開発目標）採択
2000年11月9日 12月7日	ベルギー議会は2001年後半にベルギーがEU議長国となるのを機会に通貨取引税の検討を政府に求める決議を採択。
2000年12月	国連アナン事務総長は「開発資金に関する専門家委員会」を発足
2000年	トービン税を求めるATTACの日本団体アタック・ジャパン設立
2001年	英国で50余のNGO等団体により「トービン税ネットワーク」発足
2001年	この年から毎年開催の世界社会フォーラム（WSF）で毎回トービン税セミナー/ワークショップが開催される。
2001年1月	英議会は政府がトービン税の可能性を検討するよう決議
2001年7月	アナン国連事務総長諮問組織の「開発資金に関する専門家委員会」が報告書提出。「革新的な資金源」の一つとしてトービン税をあげる。
2001年	独開発省は通貨取引税の実現可能性報告書を経済学者シュパーンに依頼（実現に好意的内容。モンテレイの開発資金サミットの討議資料として提出）。

2001 年 11 月 16 日	英ブラウン財務大臣は通貨取引税の検討を促す演説を米連邦準備銀行で行なう。
2001 年 11 月	仏国民議会でトービン税を盛り込んだ 2002 年財政法修正を可決（EU の全加盟国が賛同した場合にはトービン税を導入する旨の決議。カナダに次ぐ議会での通貨取引税導入可決）。
2002 年 1 月	ブラジルのポルトアレグレでの世界社会フォーラムで 5 大陸 858 人の議員が通貨取引税を求める「世界議員アピール」を採択。
2002 年 1 月	世界社会フォーラムで「グローバル通貨取引税条約草案」提案(ヘイッキ・パトメキリーフエン・デニスの名)
2002 年 3 月	国連開発資金国際会議（モンテレー）開催。ドイツ政府は通貨取引税を討議に付すよう提議。
2002 年 3 月	ベルギー議会で通貨取引税の二段階税制法案提出。この頃からスイス、イタリア、フィンランド、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、フィリピン、韓国などでも、通貨取引税に関する前向きな議論進む。
2003 年 11 月	仏シラク大統領は MDGs のための革新的資金調達メカニズムを検討するため特別グループを設置。政府、IMF、学会の他に、有力 NGO（アタック、オックスファム、Coordination Sud）からも参加。
2004 年	「欧州通貨トービン税ネットワーク」（ECTTN）発足
2004 年 7 月	ベルギー議会在がトービン税法案を可決(但し、EU 各国の導入に合わせる。税率は通常時 0.02%と異常時 80%の二段階)
2004 年 8 月	シラク大統領特別グループの報告書「ランドー・レポート」提出。革新的資金調達メカニズムとして、IFF(国際金融ファシリティ=International Finance Facility)の他に、国際課税として環境税(炭素税、航空輸送税、海上輸送税)、通貨取引税、多国籍企業への課税、兵器取引税などを上げる。通貨取引税率 0.01%。課税目的は税収をあげることで、投機抑制を目的とはしていない。
2004 年 9 月	「飢餓と貧困を考える世界サミット」開催（ニューヨーク）
2004 年 9 月	四カ国グループ（仏・ブラジル、チリ、スペイン）は「革新的資金調達メカニズムについての専門家会議」を設置し、報告書『飢えと貧困と闘う行動』を発表。その中で革新的資金調達方法として、通貨取引税、兵器取引税、IFFなどを提案。
2004 年	日本にトービン税問題等を議論する団体「オルタモンド」設立
2005 年 1 月	世界経済フォーラム（ダボス会議）で仏シラク大統領は「国際連帯税」を、英ブレア首相は IFF を提案。

2005年2月	ブラジリア宣言。五カ国（ブラジル、フランス、チリ、スペイン、ドイツ）による「飢餓と貧困との闘いのための資金調達」についての宣言。
2005年3月	2004年に英国が設立したアフリカ委員会（委員長はブレア英首相、エチオピア首相、タンザニア大統領ら9名のアフリカ人を含む）の報告書発表。資金源として新たにIFFを提案。
2005年	英トービン税ネットワークは、貧困撲滅のための資金調達手段として通貨取引に印紙税を課すことを求める「Stamp out Poverty」（貧困を撲滅しよう）キャンペーンを開始。
2005年6月	仏独が国際連帯税のパイロット・プロジェクトとして航空券税を導入する意向を表明。
2005年7月	G8サミット（英グレンイーグル）で2010年までに500億ドルの援助増額を表明。英国がIFF、仏が国際連帯税としての航空券税を提案するが、全体的合意は得られず。
2005年7月	仏シラク大統領は書簡にて各国首脳に連帯税参加を呼びかける。
2005年9月	国連世界サミットで、グレンイーグルやG8サミットの合意（2010年までに500億ドルの援助増額）を超える新たな開発資金の増額の合意行なわれず。
2005年9月	国連世界サミットで、6カ国（仏、ブラジル、チリ、独、スペイン、アルジェリア）は革新的開発資金調達を進めるため航空券への国際連帯税の導入を発表（20年間で約100億ユーロの新たな資金の調達を見込む）。
2006年 2月28日・ 3月1日	革新的な開発資金源に関するパリ閣僚会議。「開発資金のための連帯税に関するリーディング・グループ」を設置。参加国は38カ国（中国、インド、韓国を含む。日本は参加せず）。仏シラク大統領、コフィ・アナン国連事務総長が出席。
2006年 5月27日	東京で「新しい開発資金メカニズムを考える」国際セミナー開催
2006年7月1日	仏は航空券税導入開始（1日よりパリとリヨン空港からスタート。8日から仏全土で実施）（今後ブラジル、ノルウェー、韓国など17カ国も導入へ。この税収は主にHIV/エイズ、マラリア、結核等の感染症対策の医薬品購入に当てられる）。

2006年 7月6・7日	革新的開発資金源閣僚会議で設置された「革新的資金のための連帯税に関するリーディング・グループ」会議開催(ブラジル・ブラジリア)。グループ参加国は2月パリ会議時の38カ国から43カ国へ拡大。この会議で航空券税参加国は2月の13カ国から18カ国へ増加(日本、カナダなどのG8諸国、オランダ、スウェーデンなどの北欧諸国の参加なし)、06年中に航空券国際連帯税2~3億ドル、国際金融ファシリティのパイロットへ5億ドル、国際宝くじ4億ドル、計10億ドル程の革新的資金源を創出。
2006年 7月16日	G8サミット(ロシア・サンクトペテルブルク)の「サミット議長総括」で、「我々は自発的な革新的資金メカニズムやその他の資金イニシアチブに関する措置に留意した」と報告。
2006年 9月19日	国連総会で国際医薬品購入ファシリティ(IDPF)であるUNITAIDスタート(仏、ブラジル、英国、ノルウェー、チリの5カ国とクリントン前米大統領がリーダーとなって設立)。
2006年 10月10日	日本でブリュノ・ジュタン(パリ大学助教授)によるトービン税講演会(グローバル・タックス研究会等主催)開催。
2007年2月	ノルウェー・オスロで次回「開発資金のための連帯税に関するリーディング・グループ」会議開催を予定。
2008年	G8サミット日本開催。オルタモンドのグローバル・タックス研究会ではグローバル・タックス市民案を提出計画(航空券国際連帯税、トービン税、グローバル炭素税等)。

注 (1) MDGs (エムディジーズ) : ミレニアム開発目標は 2000 年の国連ミレニアム総会で採択された 8 つの目標と 18 のゴールからなる。8 目標は、目標 1 : 極度の貧困と飢餓の撲滅、目標 2 : 普遍的初等教育の達成、目標 3 : ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上、目標 4 : 幼児死亡率の削減、目標 5 : 妊産婦の健康の改

善、目標 6 : HIV/エイズ、マラリア、その他疾病の蔓延防止、目標 7 : 環境の持続的可能性の確保、目標 8 : 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進。これら MDGs の達成に向かって取り組み、努力することが、21 世紀始めの世界の政府と NGO の目標となっている。

注 (2) 本稿をまとめるに当たっては、主に

以下の資料に負った。

① トービン税については、ブリュノ・ジュタン著『トービン税入門—新自由主義的グローバリゼーションに対抗するための国際戦略』和仁道郎訳、社会評論社 2006 年 3 月 (La taxe Tobin at la solidarite entre les nations, 2002)、およびジュタン氏の日本での講演会資料 (A Tax on Currency Transaction against Speculation and for Global Common Goods, 2006)

② Patomaki, Hepkki (2001) Democritising Globalisation : The Leverage of the Tobin Tax, London・New York : Zed Books

③ NGO の「オルタモンド」のホームページ。この団体の HP にはトービン税を始め、国際連帯税に関する情報が充実している。

この他にトービン税導入を主たる目的の一つとして設立された NGO の一つである ATTAC (フランス) の日本ネットワーク「ア

タック・ジャパン」の資料も充実している [HPhttp : //www.jca.apc.org/ attac-jp/japanese/index.htm]。

④ 海外の資料としては、英国のトービン・タックス・ネットワーク (Tobin Tax Network) の HP、仏 ATTAC などが充実している。

注 (3) 前掲書、ブリュノ・ジュタン (2006)、(p.64)

注 (4) 前掲書、ブリュノ・ジュタン (2006)

注 (5) 金子文夫「MDGs と新しい開発資金メカニズム」「東京国際セミナー 新しい開発資金メカニズムを考える」資料、2006 年 5 月 27 日

注 (6) 前掲書、ブリュノ・ジュタン (2006)、(p.115)

注 (7) 長坂寿久『ユーロ・ビッグバンと日本のゆくえ』集英社新書、2000 年、(p.175~177)

注 (8) 前掲書、ブリュノ・ジュタン (2006)

注 (9) 前掲書 (2001)、ヘイッキ・パトメキ

注 (10) 前掲書、ブリュノ・ジュタン (2006)

注 (11) 前掲書、長坂寿久 (2000)、(p.196)